

住宅用火災警報器の悪質訪問販売注意について

住宅用火災警報器の設置義務化を契機として、不適正な価格や強引な販売を行う業者など、悪質な訪問販売に注意しましょう。消防署などの公的機関が、訪問販売や業者の斡旋等を行うことはありませんのでご注意ください。

こんな訪問販売に注意！！（悪質な訪問販売の被害の事例です）

「一般家庭に住宅用火災警報器を設置する義務がある。他のお宅は既に設置しました。」と言って、家に入りこみ機器を設置した。代金として2万円を支払ったところ、「領収書を持ってきます。」と言ったきり戻ってこなかった。（その機器の市場価格は数千円であった）

悪質商法の被害を防ぐため、次の点に注意しましょう！！

1. 業者が出した契約書や書類をよく読んで内容を検討し、少しでも不審な点があったら、署名や捺印をしないようにしましょう。
2. 商品を現金で支払った場合は契約書や領収書は必ず保管してください。領収書は現金を支払った証明になりますので後で解約手続きする際に証拠となります。

★【悪質訪問販売のよくある手口】★

- ・ 「もう義務化されています。」と嘘をついてあおる。
- ・ 「消防署（または役場）から来ました。」と嘘をついてだます。
- ・ 強引に部屋に押し入って点検のフリをして売りつける。等



★【不適正な訪問販売で購入、契約してしまったら・・・】★

クーリング・オフ制度

契約（購入）から一定期間（住警器の訪問販売については8日間）以内であれば、契約を解除することができ代金を支払う必要がなくなり、また、支払った場合でも全額返還してもらえる制度。

※詳しくは、お住まいの地域の消費生活センターへお問い合わせ下さい。

(国民センターURL:<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>)